第十三条　連合からの脱退、手続

1　各加盟国は、関係国政府が国際事務局長に対して行う憲章の廃棄通告によって、連合から脱退する権能を有するものとし、同事務局長は、この通告を加盟国政府に通知する。

2　連合からの脱退は、国際事務局長が1の廃棄通告を受領した日から起算して一年の期間が満了した時に効力を生ずる。

第三章　連合の組織

第十四条　連合の機関

1　連合の機関は、大会議、管理理事会、郵便業務理事会及び国際事務局とする。

2　連合の常設機関は、管理理事会、郵便業務理事会及び国際事務局とする。

第十五条　大会議

1　大会議は、連合の最高機関とする。

2　大会議は、加盟国の代表者で構成する。

第十六条　臨時大会議

臨時大会議は、少なくとも三分の二の連合加盟国の請求により又はその同意を得て開催することができる。

第十七条　管理理事会

1　大会議から大会議までの間においては、管理理事会（ＣＡ）が、連合の文書の規定に従つて、連合の事業の継続を確保する。

2　管理理事会の理事国は、連合の名において、かつ、連合のためにその職務を行う。

第十八条　郵便業務理事会

1　郵便業務理事会（ＣＥＰ）は、郵便業務に関する業務上、営業上、技術上及び経済上の問題を取り扱うことを任務とする。

2　郵便業務理事会の理事国は、連合の名において、かつ、連合のためにその職務を行う。

第十九条　国際事務局

万国郵便連合国際事務局の名称で連合の所在地において任務を遂行し、事務局長に統括され、かつ、管理理事会の監督を受ける中央事務局は、執行、支援、連絡、通報及び諮問の機関とする。

第四章　連合の財政

第二十条　連合の経費、加盟国の分担金

1　各大会議は、次の経費の最高限度額を定める。

1.1　連合の年次経費

1.2　次回の大会議の開催に係る経費

2　1に規定する経費の最高限度額は、やむを得ない場合には、一般規則の関係規定に従うことを条件として、超過することができる。

3　連合の経費（2の規定に基づく超過分を含む。）は、加盟国が共同で負担する。このため、各加盟国は、一般規則に定める関係規定に従つて、自国が属することを希望する分担等級を選定する。

4　第十二条の規定による加入又は加盟の場合にも、関係国は、同様に、一般規則に定める関係規定に従つて、連合の経費の分担上自国が属することを希望する分担等級を選定する。

第二編　連合の文書

第一章　総則

第二十一条　連合の文書

1　憲章は、連合の基本的文書とする。憲章は、連合の組織規定を内容とし、留保の対象とならない。

2　一般規則は、憲章の適用及び連合の運営を確保するための規定を内容とする。一般規則は、全ての加盟国について義務的な文書とし、留保の対象とならない。

3　条約及びその施行規則は、郵便業務に適用される共通の規則を内容とする。これらの文書は、全ての加盟国について義務的な文書とする。加盟国は、自国の指定された事業体が、条約及びその施行規則から生ずる義務を履行することを確保する。

4　連合の約定及びその施行規則は、それぞれ、その締約国である加盟国間の業務を定め、及び規律する（条約及びその施行規則で定め、及び規律するものを除く。）。連合の約定及びその施行規則は、その締約国である加盟国のみを拘束する。当該締約国である加盟国は、自国の指定された事業体が、連合の約定及びその施行規則から生ずる義務を履行することを確保する。

5　3及び4に規定する施行規則は、条約及び連合の約定を実施するために必要な細目手続を内容とするものとし、大会議において行われた決定を考慮して、郵便業務理事会が定める。

6　3から5までに規定する連合の文書に場合により附属する最終議定書は、当該文書に対する留保を内容とする。

第二十二条　加盟国が国際関係を処理する地域に対する連合の文書の適用

1　いずれの国も、連合の文書の受諾が、自国が国際関係を処理するすべての地域又はそれらのうちのあるもののみを包含することを、いつでも、宣言することができる。

2　1の宣言は、国際事務局長に対して行わなければならない。

3　各加盟国は、自国が国際関係を処理する地域でその地域のために1の宣言を行つたものに対する連合の文書の適用を終止する通告を、いつでも、国際事務局長に対して行うことができる。この通告は、国際事務局長がこれを受領した日の後一年で効力を生ずる。

4　1及び3に規定する宣言及び通告は、国際事務局長が加盟国に通知する。

5　1から4までの規定は、加盟国が国際関係を処理する地域で連合員の資格を有するものには、適用しない。

第二十三条　国内法令

連合の文書の規定は、これらの文書で明らかに定めていない事項については、各加盟国の法令に影響を及ぼすものではない。

第二章　連合の文書の受諾及び廃棄

第二十四条　連合の文書への署名並びにこれらの文書の認証、批准、受諾及び承認並びにこれらの文書への加入

1　大会議が作成した連合の文書には、加盟国の全権委員が署名する。

2　施行規則については、郵便業務理事会の議長及び事務局長が認証する。

3　連合の文書については、署名国がそれぞれ自国の憲法上の規則に従つてできる限り速やかに批准し、受諾し、又は承認する。

4　いずれかの加盟国がその署名した連合の文書を批准せず、受諾せず、又は承認しない場合にも、当該文書は、これらを批准し、受諾し、又は承認した加盟国に関しては、効力を害されることがない。

5　加盟国は、大会議内部規則に定める関連する手続に従い、自国が署名しなかつた連合の文書に、いつでも加入することができる。

6　加盟国の連合の文書への加入は、次条の規定に従つて通告する。

第二十五条　連合の文書の批准、受諾及び承認並びにこれらの文書への加入の通告

連合の文書の批准書、受諾書、承認書及び加入書は、できる限り速やかに国際事務局長に寄託するものとし、同事務局長は、その寄託を加盟国政府に通告する。

第二十六条　連合の約定の廃棄

各加盟国は、第十三条に規定する条件を準用して、一又は二以上の連合の約定への参加を終止する権能を有する。